

海洋生物資源の保存及び管理に関する県計画の変更について（公告）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項及び第8項の規定により、新潟県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の一部を次のとおり変更し、平成26年1月1日から適用する。

平成25年12月24日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

(1) 平成25年の知事管理量等

すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば、するめいか並びにずわいがにの管理の対象となる期間を平成24年から平成25年に、ずわいがにの知事管理量を337トンに変更した。

また、まいわしについては知事管理量は定めないものとした。

(2) 平成26年の知事管理量等

すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば、するめいか並びにずわいがにの管理の対象となる期間を平成25年から平成26年に変更した。

また、すけとうだら、まさば及びごまさば並びにずわいがにの知事管理量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定することとし、まいわしについては知事管理量は定めないものとした。

2 第1種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

平成25年のずわいがにの採捕の種類別の数量を次のとおりとした。

ずわいがにかご漁業	21トン
小型機船底びき網漁業	156トン
刺し網漁業	147トン
その他のかご漁業等	13トン

また、平成26年のずわいがにの採捕の種類別の数量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定することとした。

3 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち、本県に定められた量に関する事項

管理の対象となる期間を、平成25年から平成26年に変更した。

4 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力量について、採捕の種類別に定める量に関する事項

管理の対象となる期間を、平成25年から平成26年に変更した。